

蒲郡市パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
手続きガイドブック



目 次



- 1 蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
の目的 …3ページ
- 2 パートナーシップ・ファミリーシップとは …3ページ
- 3 宣誓をすることができる方 …4ページ
- 4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の流れ …6ページ
- 5 宣誓時に必要な書類 …10ページ
- 6 宣誓後について …11ページ
- 7 自治体間連携協定について …12ページ
- 8 Q&A …13ページ

1 蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の目的

「多様な個性を生かした魅力のあるまち」を目指して

蒲郡市は、互いの違いを認め合い、誰もが社会のあらゆる分野に参画し、希望に沿った生き方を選択できる社会、多様な個性を生かした魅力のあるまちの実現を目指し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しています。

この制度は、性的マイノリティの方をはじめ、様々な事情により婚姻制度を利用できず、生きづらさを抱えているお二人のパートナーシップ及びその家族を含めたファミリーシップを認証し、お二人がお互いを人生のパートナーとして、いきいきと輝き活躍されることを応援するものです。

制度の導入により、市民や事業者の皆様にも性的マイノリティの方などに対する理解が広がり、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会、多様性が受け入れられる社会の実現を目指していきます。



2 パートナーシップ・ファミリーシップとは

蒲郡市におけるパートナーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者の関係」としています。

また、蒲郡市におけるファミリーシップの定義は、「パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者(3親等内の者に限る。)その他市長が適当と認める者を含め、家族であることを約束した関係」としています。

蒲郡市でパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることができる方は、同性パートナーに限らず、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）、バイセクシャル（男性、女性の両方に魅力を

感じる人) など、一方又は双方が性的マイノリティの方々や、様々な事情によって、婚姻制度を利用できず、生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象としています。

3 宣誓をすることができる方

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、パートナーシップにあるお二人がいずれも以下の要件をすべて満たしている場合にすることができます。

(1) 成年に達していること

満18歳以上の方

(2) 蒲郡市民であること、または転入を予定していること

市内に住所を有していること、又は3か月以内に市内に転入を予定していること。

※市内に転入予定の場合

宣誓書兼確認書に転入予定日を記入していただきます。転出証明書などの転入を予定している事実が確認できる書類を提出してください。

(3) 配偶者がいないこと

戸籍抄本又は独身証明書を提出してください。

外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）等を提出してください。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

すでに宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方や、宣誓者の方とのパートナーシップの宣誓・登録を他の自治体で行っており宣誓書受領証等を返還していない場合は宣誓できません。

(5) 宣誓者同士が民法に規定する婚姻できない関係（近親婚など）でないこと

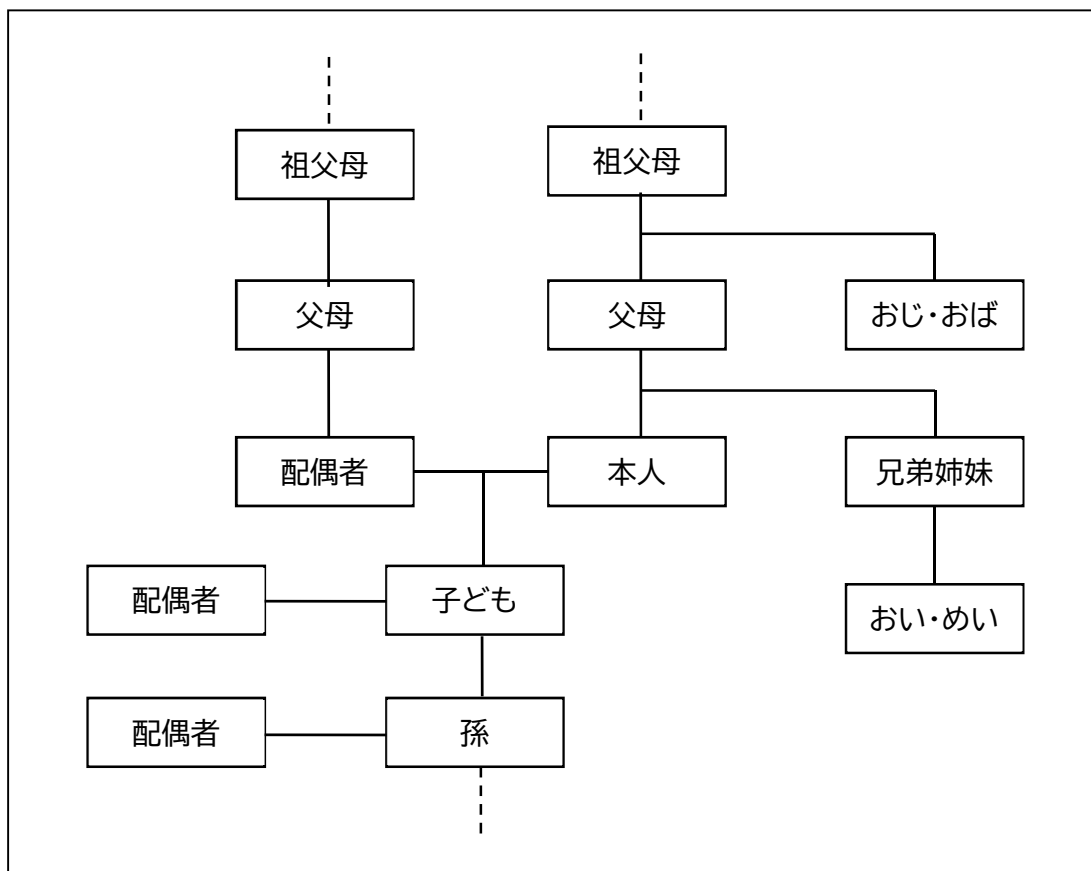
民法の規定により、直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。

ただし、パートナーの関係にある近親者でないお二人が養子縁組をしている場合は、宣誓をすることができます。

(6) ファミリーシップの宣誓をする方は、当該宣誓に係る近親者等とファミリーシップがあること

ファミリーシップとは、パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者(3親等内の者に限る。)、その他市長が適当と認める者を含め、家族であることを約束した関係を言います。

パートナーシップの宣誓をすることができない近親者の範囲



4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の流れ

(1) 対面での宣誓の場合

① 電話またはメールで宣誓日を予約

- ・宣誓を希望される日の原則3日前（土、日、祝日、年末年始を除く）までに電話またはメールで予約をしてください。
- ・宣誓の日時や必要書類等の調整、確認を行います。
- ・宣誓日時は状況等によりご希望に添えない場合があります。
- ・宣誓ができる時間帯は、平日の午前9時から午後5時までです。

<予約連絡先>

電話：0533-66-1179

メール：kyodo@city.gamagori.lg.jp

② パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- ・予約した日時に必要書類（8ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人そろってお越しください。
- ・市の職員の面前でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書に自署し、ご提出いただきます。
- ・提出書類による要件確認及び本人確認を行います。

※宣誓場所は、蒲都市役所本庁舎内のプライバシーに配慮した場所をご用意します。

③ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・書類の不備等がなければ、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード」を原則即日交付します。

※パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓から受領証等交付まで、1時間程度かかります。

(2) オンラインでの宣誓の場合

① 電話またはメールで宣誓日を予約

- ・ 宣誓を希望される日の原則1週間前（土、日、祝日、年末年始を除く）までに電話またはメールで予約をしてください。
- ・ 宣誓の日時や必要書類等の調整、確認を行います。
- ・ 宣誓日時は状況等によりご希望に添えない場合があります。
- ・ 宣誓ができる時間帯は、平日の午前9時から午後5時までです。

<予約連絡先>

電話：0533-66-1179

メール：kyodo@city.gamagori.lg.jp

② 宣誓書等を郵便で送付

- ・ 宣誓をしようとするお二人が、自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書及び必要書類（8ページ）を蒲郡市役所協働まちづくり課まで郵送してください。
- ※ 概ね3日前までに届くように郵送してください。

<宣誓書提出先>

443-8601 蒲郡市旭町17-1

蒲郡市役所協働まちづくり課 宛

③ パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- ・ 予約した日時に指定した方法（Web会議ツール（Zoom等））により宣誓を行います。（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら市職員と通話する方法）
- ・ 事前に郵送していただいた書類による要件確認及び本人確認を行います。

④ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・ 書類の不備等がなく、宣誓に問題がなければ、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード」を交付します。
- ※ ご自宅に郵送します。パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓から受領証がご自宅に届くまで、1週間程度かかる場合があります。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書

<p>第1号様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書</p> <p>蒲郡市長 様</p> <p>私たちは、蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとし、家族(ファミリー)として暮らしていくことを宣誓し、署名します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">宣 誓 者</th></tr> <tr><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td><small>通称名の場合は戸籍上の氏名</small></td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">ファミリーシップ対象者</th></tr> <tr><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>続柄</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">確認事項</td> <td style="width: 15%;"> 第3条第1号関係 第3条第2号関係 第3条第3号関係 第3条第4号関係 第3条第5号関係 同意事項 </td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 双方が成年に達している <input type="checkbox"/> 双方が市内に在住している <input type="checkbox"/> 一方又は双方が転入予定(年 月 日) <input type="checkbox"/> 双方に配偶者がおらず他の者とパートナーシップの関係がない <input type="checkbox"/> パートナーと近親者ではない <input type="checkbox"/> 当該宣誓に係る近親者等とファミリーシップがある <input type="checkbox"/> 住所要件を確認するため、市が住民基本台帳を閲覧すること </td> </tr> </table>	宣 誓 者		フリガナ		氏名		<small>通称名の場合は戸籍上の氏名</small>		生年月日		住所		電話番号		ファミリーシップ対象者		フリガナ		氏名		生年月日		住所		続柄		電話番号		確認事項	第3条第1号関係 第3条第2号関係 第3条第3号関係 第3条第4号関係 第3条第5号関係 同意事項	<input type="checkbox"/> 双方が成年に達している <input type="checkbox"/> 双方が市内に在住している <input type="checkbox"/> 一方又は双方が転入予定(年 月 日) <input type="checkbox"/> 双方に配偶者がおらず他の者とパートナーシップの関係がない <input type="checkbox"/> パートナーと近親者ではない <input type="checkbox"/> 当該宣誓に係る近親者等とファミリーシップがある <input type="checkbox"/> 住所要件を確認するため、市が住民基本台帳を閲覧すること	<p>宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入ができず、表面の宣誓書を他者が代筆した場合には、代筆者の氏名と住所を以下に記入してください。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(宣誓者) 氏名 _____</td> <td style="width: 50%;">(宣誓者) 氏名 _____</td> </tr> <tr> <td>(代筆者) 氏名 _____</td> <td>(代筆者) 氏名 _____</td> </tr> <tr> <td>住所 _____</td> <td>住所 _____</td> </tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr> <td>(代筆理由) _____</td> <td>(代筆理由) _____</td> </tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> </table> <p>以下は、蒲郡市での記入欄です。</p> <p style="text-align: right;">宣 誓 第 _____ 号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名:</td> <td style="width: 80%;">個人番号カード・免許証・旅券・()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>戸籍謄抄本・独身証明書・婚姻要件具備証明書 ()</td> </tr> <tr> <td>氏名:</td> <td>個人番号カード・免許証・旅券・()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>戸籍謄抄本・独身証明書・婚姻要件具備証明書 ()</td> </tr> </table>	(宣誓者) 氏名 _____	(宣誓者) 氏名 _____	(代筆者) 氏名 _____	(代筆者) 氏名 _____	住所 _____	住所 _____			(代筆理由) _____	(代筆理由) _____					氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・()		戸籍謄抄本・独身証明書・婚姻要件具備証明書 ()	氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・()		戸籍謄抄本・独身証明書・婚姻要件具備証明書 ()
宣 誓 者																																																						
フリガナ																																																						
氏名																																																						
<small>通称名の場合は戸籍上の氏名</small>																																																						
生年月日																																																						
住所																																																						
電話番号																																																						
ファミリーシップ対象者																																																						
フリガナ																																																						
氏名																																																						
生年月日																																																						
住所																																																						
続柄																																																						
電話番号																																																						
確認事項	第3条第1号関係 第3条第2号関係 第3条第3号関係 第3条第4号関係 第3条第5号関係 同意事項	<input type="checkbox"/> 双方が成年に達している <input type="checkbox"/> 双方が市内に在住している <input type="checkbox"/> 一方又は双方が転入予定(年 月 日) <input type="checkbox"/> 双方に配偶者がおらず他の者とパートナーシップの関係がない <input type="checkbox"/> パートナーと近親者ではない <input type="checkbox"/> 当該宣誓に係る近親者等とファミリーシップがある <input type="checkbox"/> 住所要件を確認するため、市が住民基本台帳を閲覧すること																																																				
(宣誓者) 氏名 _____	(宣誓者) 氏名 _____																																																					
(代筆者) 氏名 _____	(代筆者) 氏名 _____																																																					
住所 _____	住所 _____																																																					
(代筆理由) _____	(代筆理由) _____																																																					
氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・()																																																					
	戸籍謄抄本・独身証明書・婚姻要件具備証明書 ()																																																					
氏名:	個人番号カード・免許証・旅券・()																																																					
	戸籍謄抄本・独身証明書・婚姻要件具備証明書 ()																																																					

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る近親者等の同意書

<p>第2号様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る近親者等の同意書</p> <p>蒲郡市長 様</p> <p>以下の者が、蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に規定するファミリーシップにあることを宣誓する又は宣誓書内容変更の届出をするにあたり、近親者等として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードに私の氏名等を記載すること等に同意します。</p> <p>ファミリーシップ宣誓者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td>宣誓者の氏名 又は通称名</td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> </table> <p>同意者(15歳以上の近親者等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td style="text-align: center;">年 月 日 (歳)</td></tr> <tr><td>住 所</td><td></td></tr> <tr><td>宣誓者との 関係(続柄)</td><td></td></tr> </table> <p>※ 15歳以上の子どもを始めとした近親者等については、当該近親者等が自ら記入してください。</p>	宣誓者の氏名 又は通称名		生年月日	年 月 日	フリガナ		氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	住 所		宣誓者との 関係(続柄)		<p>注) 自ら記入することができない場合は、代筆者の氏名及び住所を以下に記入してください。</p> <p>(代筆者) 氏名 _____</p> <p>住所 _____</p> <p>代筆理由 _____</p> <p>以下は、蒲郡市での記入欄です。</p> <p style="text-align: right;">宣 誓 第 _____ 号</p>
宣誓者の氏名 又は通称名															
生年月日	年 月 日														
フリガナ															
氏 名															
生年月日	年 月 日 (歳)														
住 所															
宣誓者との 関係(続柄)															

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証 (A4サイズ)

第8号様式(第6条関係)

宣誓第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓者

様 様

年 月 日生 年 月 日生

ファミリーシップ対象者

様 様

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日

蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

パートナーとして互いに支え合い、共に歩まれる、お二人のご多幸を願うとともに、お二人が個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

 蒲郡市長 鈴木 寿明 印

[通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]

氏名 _____ 氏名 _____

注意事項

次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出てください。

- (1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき
- (2) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき
- (3) 新たにファミリーシップ対象者を追加するとき
- (4) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき
- (5) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき
- (6) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※届出の際には、宣誓書受領証等を市に返還してください。




この宣誓書受領証を提示された方へ

蒲郡市は、「多様な個性を生かした魅力のあるまち」の実現を目指しています。この宣誓書受領証は、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した2人の「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を蒲郡市が受領したことを証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この宣誓書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード (運転免許証サイズ)

(表面)

 **パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領カード**

蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

様 様

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日 宣誓第 号

年 月 日 蒲郡市長 鈴木 寿明 印

(裏面)

蒲郡市は、「多様な個性を生かした魅力のあるまち」の実現を目指しています。この受領カードは、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二人の「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を蒲郡市が受領したことを証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この受領証カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

ファミリーシップ対象者

様 様

[通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]

5 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするには、宣誓書兼確認書への記入のほか、要件確認及び本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

3か月以内に発行されたもの（本籍、世帯主及び続柄、住民票コード、個人番号の記載は不要）をお一人1通ずつご提出ください。

ただし、宣誓書兼確認書において、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意をいただくことで、省略することができます。

また、市内に転入予定の方は、転出証明書などの転入を予定している事実が確認できる書類をご提出ください。

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等）

3か月以内に発行された戸籍抄本又は独身証明書等を本籍地の市町村で取得し、お一人1通ずつご提出ください。

外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書等を、日本語訳を添付してご提出ください。

(3) ファミリーシップ宣誓の場合の必要書類

3か月以内に発行された戸籍謄本等の近親者等である事実を確認できる書類をご提出ください。ただし、(2)で近親者等であることを確認できる場合は、必要ありません。

また、宣誓日時点において15歳以上の近親者等は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る近親者等の同意書もご提出ください。

(4) 本人確認ができるもの

下記の書類を1点又は2点お持ちください。

1点の提示で足りるもの	2点の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・ 個人番号カード （マイナンバーカード）・ 旅券（パスポート）・ 運転免許証	<ul style="list-style-type: none">・ 国民健康保険、健康保険、 船員保険、介護保険、 後期高齢者医療保険の被保険 者証

<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・官公署が発行した顔写真付き身分証明書 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合員証 ・年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険の年金証書 など
--	--

(5) 通称名を使用する場合に必要な書類

社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かる通称名が記載された書類（社員証、学生証、電気料金等の請求書、郵便物など）を2種類お持ちください。

6 宣誓後について

再交付・内容変更・返還の場合も、事前に電話またはメールでご予約ください。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の再交付

宣誓書受領証等を紛失や毀損、汚損等した場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により再交付します。

※紛失以外の場合は宣誓書受領証等を添付してください。

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容の変更

次の場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」により受領証等を提出してください。

①宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき

※戸籍抄本（当該改姓又は改名後のものであって、内容変更届の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）又は当該通称名を使用していることが確認できる書類を添付してください。

②宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき

※転居をした宣誓者の住民票の写し（内容変更届の提出以前3か月以内に発行されたものに限る）を添付してください。ただし、変更後の住所を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、省略することができます。

③新たにファミリーシップ対象者を追加するとき

※戸籍謄本等の近親者等である事実を確認できる書類（内容変更届の提出以前3か月以内に発行されたものに限る。）及び当該近親者等の同意書（15歳以上の近親者等に限る。）を提出してください。

④ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき

(3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の返還

次の場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」により受領証等を返還してください。

①宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき

②一方又は双方が市外に転出したとき

③婚姻又は他の者とパートナーシップを形成したとき

④パートナーの一方がお亡くなりになったとき

⑤パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が無効となったとき

宣誓者が虚偽その他の不正な方法により宣誓書受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は宣誓書受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は無効となります。

7 自治体間連携協定について

愛知県内でパートナーシップ宣誓制度及びファミリーシップ宣誓制度を導入している18自治体は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る自治体間連携について、協定を締結しています。

本協定により、締結自治体の中で転出・転入する場合には、手続きが簡略化されます。

※転出元及び転入先の双方の締結自治体において宣誓制度の対象となる場合に限りです。

(1) 蒲郡市から連携自治体へ転出するとき

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされている方々が、蒲郡市から連携自治体へ転出する場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届及び受領証等」の返還手続きが不要となります。

受領証等は、転入先の連携自治体へ返還してください。

(2) 連携自治体から蒲郡市へ転入するとき

連携自治体において、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされている方々が蒲郡市へ転入する場合には、再度の宣誓は不要となります。

連携自治体で交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を添付し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告書を提出いただくことにより、当初の宣誓日を引き継いだ宣誓書受領証等を交付します。

※10ページ「5 宣誓時に必要な書類」のうち、(2)(3)の書類が不要となります。

(3) 協定締結自治体

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、新城市、東海市、大府市、知立市、日進市、田原市、長久手市、幸田町

※今後、変更になる場合があります。

(4) その他

本協定による宣誓（届出）手続きの簡素化は、制度利用者が転入先の自治体の制度に該当する場合に対象となります。（転出先の自治体がパートナーシップ宣誓制度のみの場合は、パートナーシップ宣誓制度のみが対象になります）

豊橋市、豊川市、新城市、田原市との間で転出入した際の宣誓手続きは、東三河5市で締結した連携協定により、令和4年7月1日から簡素化しています。

8 Q&A

Q1 蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、蒲郡市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的効力は有しません。

この制度は、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束したお二人から宣誓を受けて、宣誓書受領証等を交付し、お二人がお互いを人生のパートナーとして、いきいきと輝き活躍されることを応援するものです。

Q2 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか？

同性パートナーに限定した制度ではなく、宣誓の要件を満たしていれば、性的マイノリティの方のほか、事実婚の関係の方でも宣誓できます。

Q3 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍抄本等の要件確認書類の交付手数料は自己負担となります。

Q4 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか？

オンラインによる宣誓が可能です。電話またはメールで宣誓日を予約していただき、お送りいただいた宣誓書等をもとに、Web会議ツール（Zoom等）で宣誓ができます。（手続きの流れは、7ページをご参照ください）

Q5 代理人でも宣誓できますか？

代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人で宣誓をしてください。

Q6 宣誓書の記入は代筆でもよいですか？

文字を書くことが困難な場合には、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q7 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q8 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか？

日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。

Q9 宣誓書受領証は即日交付されますか？

対面で宣誓する場合、書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則即日交付しますが、宣誓から宣誓書受領証と宣誓書受領カードの交付までに1時間程度かかります。また、要件確認や宣誓書受領証と宣誓書受領証カードの作成のため、後日交付となる場合があります。

オンラインで宣誓する場合は、事前に送付していただいた書類をもとに宣誓をし、その後郵送で宣誓書受領証と宣誓書受領カードをお送りするため、お手元に届くまでに1週間程度お時間をいただく場合があります。

Q10 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証はどこで使えますか？

蒲郡市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的効力は有しませんが、宣誓書受領証等を提示することで、家族としての利用ができる制度やサービスがあります。市役所の手続きでは、市営住宅の入居申し込みなどの際に提示してください。

制度の導入により、市民や事業者の皆様には性的マイノリティの方などに対する理解が広がり、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会、多様性が受け入れられる社会の実現を目指していきます。

蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（参考）

（趣旨）

第1条 この要綱は、互いの違いを認め合い、誰もが社会のあらゆる分野に参画し、希望に沿った生き方を選択できる社会及び多様な個性を生かした魅力のあるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（3親等内の者に限る。）その他市長が適当と認める者（以下、「近親者等」という。）を含め、家族であることを約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓うことをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある二者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有し、又は宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) パートナーシップにある当事者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係（当事者同士がパートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより、当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。
- (5) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、当該宣誓に係る近親者等とファミリーシップがあること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする二者は、次に掲げる方法により宣誓を行うものとする。

- (1) 宣誓をしようとする二者が、共に市職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出することにより宣誓する方法

- (2) 宣誓をしようとする二者が、自ら記入した宣誓書をあらかじめ郵送等により市長に提出し、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法を用いた市職員との通話により宣誓する方法
- 2 宣誓をしようとする者が、心身の故障その他の理由により自ら記入することができない場合は、宣誓書を他の者に代筆させることができるものとする。
- 3 宣誓書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 市内に住所を有する者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類。ただし、当該者は、宣誓の日から3か月以内に、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。
 - (3) 戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証する書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (4) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 戸籍謄本等の近親者等である事実を確認できる書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、前3号の書類で当該事実を確認できる場合は、この限りでない。
 - イ 宣誓日時点において15歳以上の近親者等にあつては、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る近親者等の同意書（第2号様式。以下「同意書」という。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前項の規定により宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 在留カード
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 5 宣誓書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、宣誓をしようとする者は、第3項第1号又は第2号の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。
- 6 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、社会生活上において氏名以外の呼称を通称名として通用している場合には、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、当該通称名を使用していることが確認できる書類を、前条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(宣誓書受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(第3号様式)及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード(第4号様式)(以下これらを「宣誓書受領証等」という。)を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、毀損、汚損等の事情により当該宣誓書受領証等の再交付を受けようとするときは、第9条各号のいずれかに該当する場合を除き、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第5号様式。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により宣誓書受領証等の再交付を受ける場合にあつては、再交付申請書に当該宣誓書受領証等を添えなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、宣誓書受領証等を再交付するものとする。

(宣誓書内容変更の届出)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、蒲都市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(第6号様式。以下「内容変更届」という。)を、交付済みの宣誓書受領証等と共に市長に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の提出を要しない。

(1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があつたとき。

(2) 宣誓者のいずれかに住所の変更があつたとき。

(3) 新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

(4) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に該当するときは、戸籍抄本(当該改姓又は改名後のものであつて、内容変更届の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)又は当該通

称名を使用していることが確認できる書類

- (2) 前項第2号に該当するときは、転居をした宣誓者の住民票の写し（内容変更届の提出以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、変更後の住所を確認するための住民票基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、省略することができる。
- (3) 前項第3号に該当するときは、戸籍謄本等の近親者等である事実を確認できる書類（内容変更届の提出以前3か月以内に発行されたものに限る。）及び当該近親者等の同意書（15歳以上の近親者等に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第4条第4項の規定は、第1項の場合について準用する。

4 市長は、内容変更届の提出を受けたとき（第1項第2号に該当する場合を除く。）は、当該変更を行った宣誓書受領証等を交付するものとする。

（宣誓書受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（第7号様式）を市長に提出し、宣誓書受領証等を返還しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の返還を要しない。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第2号又は第3号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（宣誓の無効）

第10条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により宣誓書受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は宣誓書受領証等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓を無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めるものとする。

（協定による手続き）

第11条 市長は、市とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体（以下「締結自治体」という。）から市内に転入した二者が、締結自治体からパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、市内転入後も当該パートナーシップ・ファミリーシップを継続しようとするときは、宣誓書受領証等を交付することができる。この場合において、宣誓の日は、締結自治体における宣誓の日を引き継ぐものとする。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告書（第8号様式）
- (2) 締結自治体受領証等

- (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告書を提出する日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- 3 申告書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、転入宣誓者は、前項第3号の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。
- 4 市長は、第2項の規定による書類の提出があった場合は、同項第2号の書類を添えて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告に係る通知書（第9号様式）により、受領証等交付の事実を、転入宣誓者の転出元である締結自治体に通知するものとする。
- 5 市から締結自治体に転出した宣誓者（以下「転出宣誓者」という。）が協定に基づき手続を行い、転入先である締結自治体から前項の規定に類する通知があった場合は、第9条の届出を省略することができる。
- 6 前各項に規定する手続については、転入宣誓者及び転出宣誓者の同意を得ている場合に限り実施するものとする。
- 7 第4条第4項の規定は、第2項の転入宣誓者について準用する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の蒲都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により行われた宣誓は、改正後の蒲都市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により行われた宣誓とみなす。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度 愛知県内自治体間連携のお知らせ

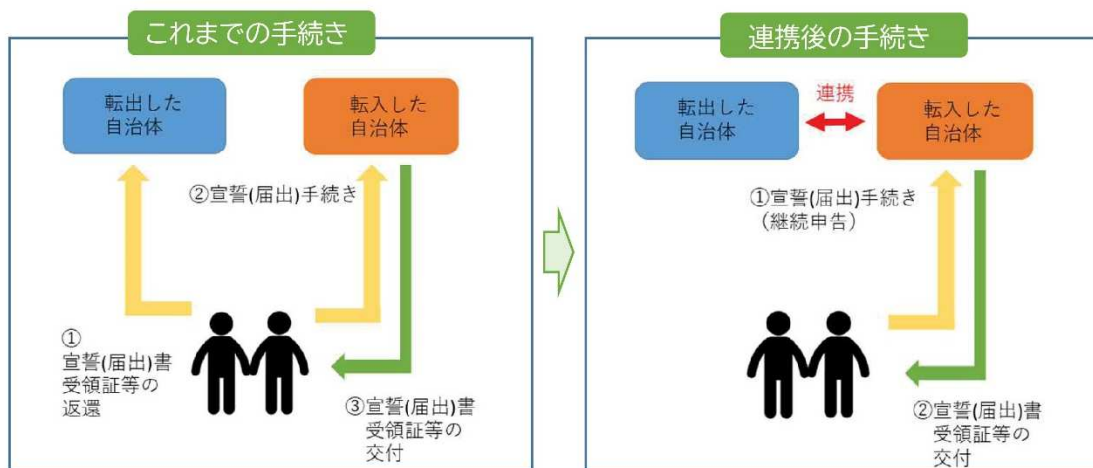
蒲郡市では、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度を利用することができない方々の生きづらさや困難の解消を図り、「多様な個性を生かした魅力のあるまち」の実現を目指し、パートナーシップ制度を実施しております。

令和5年10月17日より、愛知県内で同様の制度を実施している18自治体で連携を開始、転居時に必要となる手続きを簡素化しています。

※連携の運用開始日については自治体により異なります。詳細は裏面をご覧ください。

連携自治体

名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市
豊川市 豊田市 西尾市 蒲郡市 新城市 東海市
大府市 知立市 日進市 田原市 長久手市 幸田町



- ・簡素化される手続きについては自治体によって異なります。
- ・自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合がございます。
- ・手続きの詳細については、裏面に記載している自治体へお問い合わせください。

【お問合せ先】

自治体	制度名称	担当部署	電話番号
名古屋市	名古屋市ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	男女平等参画推進室	052-972-2234
豊橋市	豊橋市パートナーシップ制度(※3)	市民協働推進課	0532-51-2188
岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	多様性社会推進課	0564-23-6222
一宮市	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	政策課	0586-28-8952
半田市	半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	市民協働課	0569-84-0609
春日井市	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	男女共同参画課	0568-85-4401
豊川市	豊川市パートナーシップ宣誓制度(※3)	人権生活安全課	0533-89-2149
豊田市	豊田市ファミリーシップ宣言(※1)	とよた男女共同参画センター	0565-31-7780
西尾市	西尾市パートナーシップ宣誓制度	地域つながり課	0563-65-2178
蒲郡市	蒲郡市パートナーシップ宣誓制度(※2)	協働まちづくり課	0533-66-1179
新城市	新城市パートナーシップ宣誓制度(※3)	市民自治推進課	0562-23-7697
東海市	東海市パートナーシップ宣誓制度	女性・子ども課	052-603-2211
大府市	大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	子ども未来課	0562-85-3320
知立市	知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	協働推進課	0566-95-0144
日進市	日進市パートナーシップ宣誓制度(※2、※3)	協働課共生共同係	0561-75-1682
田原市	田原市パートナーシップ制度	企画課	0531-23-3507
長久手市	長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	たつせがある課	0561-56-0602
幸田町	幸田町パートナーシップ宣誓制度	企画政策課	0564-62-1111

※1. パートナーお二人のほかに、希望すればお子さんの名前も記載することが可能な制度です

※2. 事実婚のお二人も利用可能な制度です

※3. お二人のうちどちらかお一人が当該自治体にお住まいならば利用可能な制度です

自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合がございます

運用開始日: 令和5年10月17日(火) ※知立市は令和5年11月頃、幸田町は令和5年12月1日(金)

蒲郡市への手続きについては、蒲郡市ホームページをご確認ください。

蒲郡市 パートナーシップ

検索

【問合せ先】 蒲郡市 市民生活部 協働まちづくり課
電話：0533-66-1179 FAX：0533-66-1196



蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度手続き
ガイドブック

令和4年1月4日

令和4年7月1日 改定

令和6年4月1日 改定

蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する
お問い合わせ、ご相談先

蒲郡市 市民生活部 協働まちづくり課

電話 0533-66-1179

FAX 0533-66-1196

MAIL kyodo@city.gamagori.lg.jp